

平成19年度 水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

扶桑町地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、扶桑町とする

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

・水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれていない田本地面積かどうか）

・8月1日現在において、かい廃等が行われていないかどうか

(3) 生産調整実施者の確認方法

本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第一課より提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

土地利用集積助成と担い手育成助成に該当すれば重複交付を受けることができるものとする

(6) その他の共通事項

なし

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業		
産地づくり交付金		9,310,000	9,310,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	0		0		0	0
	担い手集積加算	0			0		0
計		9,310,000	9,310,000	0	0	0	0

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位 : h a、円、円 / 1 0 a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成 対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備 考	
			産 地 づ くり 事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積 加算事業
				基本部分 からの 活用額	担い手集積 加算からの 活 用 額						
7 1 1	転作作物の作付に助成 (土地利用集積助成)	17.0	5,950,000	0	0		5,950,000	35,000	3月		
G 1 1	転作作物の作付に助成 (担い手育成助成)	17.0	2,550,000	0	0		2,550,000	15,000	3月		
7 D 3	協議会運営費		810,000				810,000				
	米価下落等の補てん (基本部分)										
	米価下落等の 補てん (担い手集積 加算)	当年度分									
		(前年度分)									
	計		9,310,000				9,310,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等

助成金の用途の名称	転作作物の作付に助成 (土地利用集積助成)
用途の分類 (記号番号)	7 1 1
具体的内容 [支出の項目]	麦を土地利用集積した場合、その作付面積に応じて作付に協力した地権者及び実際の耕作者に対して助成を行う
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田を活用した産地づくりと水田農業の構造改革の推進に資する ・ 麦をまとまったほ場で計画的に生産することにより、米の生産調整の推進に資するものであり、また良好な水田環境の保全に寄与すると考える
助成要件 [支出の対象]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付作物は麦であること ・ 地域水田農業ビジョンに記載された担い手と農作業受委託契約を締結し、それに基づき作付された契約水田の地権者 (担い手の自作水田部分については、担い手) に対して助成を行う ・ 地権者及び地権者と利用権設定を行い、地域協議会に報告があり承認された実際の耕作者 ・ 通常の収穫を得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管

	<p>理が行われていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会の生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者 ・作付確定面積通知を受けていないため生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付（生産調整方針の運用に関する要領（以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付を除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る ・集荷円滑化対策の生産拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付を除く。）を行っていない事が確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る ・対象作物の収穫年度に水稻の作付（生産確定数量の外数として扱われるもののうち、ほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと
<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作付面積の確認（公的資料との照合） ・通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること（現地見回り：12月から5月にかけて随時） ・水稻の作付けが行われていないこと（現地見回り：7月下旬） ・全作業受委託の場合、受委託契約書の写し ・扶桑町地域水田農業ビジョン ・利用権設定については、農地基本台帳及び扶桑町農業委員会資料
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・麦の作付面積10aあたり35,000円以内 ・ただし、土地利用集積助成の費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが農業者等からの営農計画書を取りまとめた結果明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする
<p>単価調整の方法</p>	<p style="text-align: center;">5,950千円相当額</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 ×</p> <p style="text-align: right;">調整前の土地利用集積助成に係る費用の合計</p>

助成金の使途の名称	転作作物の作付に助成（担い手育成助成）
使途の分類 （記号番号）	G 1 1
具体的内容 [支出の項目]	麦を土地利用集積して作付した場合、作付面積に応じて作付を行った担い手に対して助成する
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の規模拡大と経営安定に資する ・まとまったほ場で麦を計画的に生産することにより米の生産調整の推進に資するものであり、また、良好な水田環境の保全に寄与すると考える
助成要件 [支出の対象]	<ul style="list-style-type: none"> ・作付作物は麦であること ・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること ・本協議会の生産調整実施者の確認を受けた者であり、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る）以下、「農業者等」という。） ・全作業受託により対象作物の作付に係る作業を実施している担い手であること ・地域水田農業ビジョンに記載された担い手であること ・作付確定面積通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付を除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る ・対象作物の収穫年度に水稻の作付（生産確定数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作付面積の確認（公的資料との照合） ・通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること （現地見回り：麦12月～随時） ・水稻の作付けが行われていないこと （現地見回り：7月下旬） ・全作業受委託の場合、受委託契約書の写し ・扶桑町地域水田農業ビジョン ・利用権設定については、農地基本台帳及び扶桑町農業委員会資料

<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・麦の作付面積10a当たり15,000円以内 ・ただし、担い手育成助成の費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが農業者等からの営農計画書を取りまとめた結果明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする
<p>単価調整の方法</p>	<p style="text-align: right;">県協議会からの助成総額のうち2,550千円に相当する額</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 ×</p> <p style="text-align: right;">調整前の担い手育成助成に係る費用の合計</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7 D 3
具体的内容 [支出の項目]	謝金(地域協議会委員に対して支払う)、事務費(会議費、通信運搬費、賃金、消耗品費)等の経費に対して支払う
効果	協議会運営費を有効活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会の執行が図られることで水田農業構造改革の推進等に資する
助成要件 [支出の対象]	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金：地域協議会開催に係る出席委員への謝金 ・事務等経費：助成金交付事務に係る臨時職員の賃金
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金：会議開催通知、受領書 ・事務等経費 <ul style="list-style-type: none"> 賃金：雇用契約書、出勤簿 会議費：会議開催通知、出席者名簿、領収書並びに請求書 消耗品費：成果品、領収書並びに請求書 通信運搬費：領収書 使用料：領収書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金 5,500円(扶桑町報酬基準)×17名×3回=280,500円 ・事務等経費 <ul style="list-style-type: none"> 賃金 800円(扶桑町臨時職員基準)×5時間×90日=360,000円 会議費 飲物等 200円×30名×3回=18,000円 消耗品費 書籍等購入費46,000円+事務用品等購入費50,000円=96,000円 通信運搬費 会議開催通知 80円×500通=40,000円 使用料(小牧IC~岡崎IC) 3,100円×5回=15,500円
単価調整の方法	<p>【当初計画より実績が増加した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協主催の別団体の助成金により不足分を補う

記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号（1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号）を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。（協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。）
なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
 - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうかといった観点から記入すること。
また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業(該当なし)

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業(該当なし)

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業（該当なし）

（1） 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
1 大幅な超過達成に関する用途					
2 地域振興作物の振興に関する用途					
3 その他意欲的な生産調整に関する用途					
	合 計				

（注） 員数の欄には、金額を算出する基となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

（2） 用途ごとの内容

用途の名称	
作物等区分	
具体的内容	
効果	
助成の要件	
確認方法	
助成水準 (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

- 「（1）総括表」の「1 大幅な超過達成に関する用途」及び「3 その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1 つにつき、原則としてそれぞれ1 つまで選択できる。
- 「（1）総括表」の活用の区分の「2 地域振興作物の振興に関する用途」を選択する場合において、作物等区分欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 「（2）用途ごとの内容」は、「（1）総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府

県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。

- 5 効果の欄は、当該使途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会（3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに）における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているのかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
	生産数量目標の補正	
280	280	
合 計	280	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
	生産数量目標の補正	
280	280	